

ふるさと納税はいくらまでOK？

【ふるさと納税制度とは】

ふるさと納税制度は 2008 年に創設されました。その後年々利用者は増加し、2019 年には 400 万人以上が利用しています。

都道府県の各自治体に寄付を行い、その寄付金の大部分の金額が所得税・住民税の減額になるという内容のものです。

ふるさと納税を行うメリットは、何と言っても豪華な返礼品です。実質負担額（最低 2,000 円）以上の価値のある商品を複数受け取ることができます。ふるさと納税ポータルサイトがいくつも立ち上がっており、近年はカタログギフトの様相を呈しています。



【ふるさと納税の限度額】

「私のふるさと納税の限度額はいくらですか？」という質問を頂くことがあります。

ふるさと納税制度には所得に応じた限度額があり、ここでいう限度額の定義は、「ふるさと納税を行った場合に、自己負担額（支払った寄付金の額－減額される税額）が、最低の 2,000 円に抑えられる金額」となります。

例) 限度額 50,000 円の人が 50,000 円寄付する場合
 $50,000 - 2,000 = 48,000$ 円
 が、所得税・住民税から減額されます。

【限度額の算出方法】

★計算式★

ふるさと納税限度額 = 個人住民税所得割額 × 20% ÷ (90% - 所得税率 × 1.021) + 2,000 円

※個人住民税所得割額は、住民税の通知書で確認できます。

※所得税率は、所得金額に応じて決まります。「所得税 税率」で検索し、国税庁の HP を見るとすぐに分かります。

例) 個人住民税所得割額 400,000 円、所得税率 20% の人の場合

$400,000 \times 20\% \div (90\% - 20\% \times 1.021) + 2,000 =$ 限度額 約 116,000 円 となり、

仮に限度額の 116,000 円ふるさと納税を行うと、

$116,000 - 2,000 = 114,000$ 円

が、所得税・住民税から減額されることとなります。

【一時所得の申告が必要な場合】

ふるさと納税の返礼品の価値は、寄付金の 30% 相当額とされています。この返礼品という経済的利益を受け取る行為は、一時所得に該当します。

ただし、一時所得には 500,000 円の控除額があるため、よほど多額の寄付をしない限りは、申告が必要とはなりません。具体的には、 $500,000 \text{ 円} \div 30\% = 1,666,666$ 円以上の寄付をしたときです（他に一時所得がない場合）。

【ふるさと納税制度の本来の趣旨】

この制度の創設時の趣旨は、自分の出身地・思い出の場所など、ゆかりのある地域を応援するというものでした。豪華な返礼品に注目が集まる現状は、本来の趣旨とは離れており、制度として賛否両論があるのも事実です。

ただ、この制度は年齢や家族構成に関わらず、納税者が公平に恩恵を受けられる制度となっています。加えて 2015 年からはワンストップ特例制度が導入され、手続きが簡素化されています。

まだ利用されたことがない方は、一度試してみてください。地方の美味しい特産品を知るきっかけになるかもしれません。

(文責：関内本店 吉川学)

令和 3 年 5 月号の
クロスワードパズルの答え

